

岩国市営バス福祉優待乗車証交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、高齢者、身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）の福祉を増進するため、岩国市営バス福祉優待乗車証に関する条例（平成18年条例第26号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、福祉優待乗車証（以下「優待乗車証」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(介護者)

**第2条** 条例第3条に定める者のうち、身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月1日JR北海道公告第4号、JR東日本公告第9号、JR東海公告第6号、JR西日本公告第7号、JR四国公告第4号、JR九州公告第5号）第2条第2項第1号に規定する第1種身体障害者（以下「第1種身体障害者」という。）又はAの療育手帳所持者若しくは1級の精神障害者保健福祉手帳所持者等が乗車するときは1人の介護者を、第1種身体障害者のうち車椅子の使用者が乗車するときは2人の介護者をそれぞれ同乗させることができる。

2 前項の介護者は、市長が介護の能力を有すると認める者であって、乗車区間が介護される第1種身体障害者又はAの療育手帳所持者若しくは1級の精神障害者保健福祉手帳所持者等と同一でなければならない。

(申請及び交付)

**第3条** 優待乗車証の交付を受けようとする者は、福祉優待乗車証交付・再交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。ただし、条例第3条第1号に該当する者は、当該申請を省略することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請等がされた場合は、条例第3条の規定に該当する旨を審査の上、優待乗車証を交付するものとする。

3 優待乗車証は、被交付者1人に対し1枚を発行する。この場合において、1人で2枚以上の交付を受けることができる資格者に対しても、1枚を交付するものとする。

(再交付)

**第4条** 市長は、優待乗車証の再交付はしないものとする。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

(1) 汚損、破損等により使用が著しく困難と認められる場合

(2) 災害又は盗難により滅失又は亡失した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が真にやむを得ないと認めた場合

2 前項のただし書の規定による場合には、申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査の上、優待乗車証を再交付するものとする。

(無効及び返還)

**第5条** 優待乗車証は、次の各号のいずれかに該当するときは無効とする。

(1) 交付を受けた者がその資格を失ったとき。

(2) 亡失又は滅失の届出があったとき。ただし、後日発見届出の上、認定を受けたと

きは、この限りでない。

- (3) 記名人以外の者が使用したとき。
- (4) 事実を偽って発行を受けたとき。
- (5) 前条により使用できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不正に使用したとき。

2 前項の規定により無効となった優待乗車証を所持する者は、当該優待乗車証を市長に返還しなければならない。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。